入　札　公　告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので公告する。

１．入札に付する事項

香川県農業共済組合旧仲多度支所建物及び土地の売却

２．売却物件の概要

所在地：善通寺市与北町字山下 110 番（地番）

土地：宅地　2,887.61 ㎡

建物：事務所 865.21 ㎡、書庫 81.00 ㎡、実測センター115.12 ㎡、機械室 17.70 ㎡

土地、建物、工作物及び立竹木等を公簿面積により現状有姿で一括売却する。詳細は、本公告と併せて掲載する物件調書のとおり。

３．最低売却価格

7,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

土地・建物の価格配分が未確定のため、税込額は入札申込書の提出後に提示する。

※土地は非課税とする。建物、工作物等の課税資産に係る消費税及び地方消費税相当額は、売買契約締結時に確定する価格に基づき算定し、買主の負担とする。

４．入札参加資格

①本公告に定める参加資格及び申込条件を満たすこと。

②契約を締結する能力を有し、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

③香川県内に住所を有する個人、又は香川県内に本店若しくは入札及び契約締結に関する権限を委任された支店等を有する法人であること。

④暴力団、暴力団員等の関係者又は観察処分を受けた無差別大量殺人行為を行った団体及びその役職員・構成員に該当しないこと。

⑤過去２年間に談合等の不正、契約履行上の不正、他の者の契約締結・履行の妨害又は正当な理由のない契約不履行を行っていないこと。これらを行った者を入札代理人等として使用しないこと。

共有名義で申し込む場合は、共有者全員が上記の参加資格を満たすこと。

５．入札参加の申込

申込期限：令和８年 12 月 18 日（金）午後５時まで（郵送申込は必着）

ＮＯＳＡＩ香川ホームページに掲載する「入札申込書」（２ページ目は誓約書）に必要事項を記入し、次表の書類を一括して 12 の申込先へ持参又は郵送すること。

電子メール又はＦＡＸの場合は、申込書と必要書類を期限までに一括送信すること。

組合は送信書類の確認後に受理する。原本は送信後速やかに持参又は郵送すること。

① 個人の場合	ア　入札申込書 イ　誓約書 ウ　印鑑登録証明書 エ　住民票
② 法人の場合	ア　入札申込書 イ　誓約書 ウ　印鑑証明書 エ　登記事項証明書（現在事項）

証明書は発行日から３か月以内とし、申込書・誓約書には登録印を使用すること。

共有の場合は、代表者及び各共有者の持分を明記し、申込書・誓約書は共有名義で１組、証明書類は共有者全員分を提出すること。

６．入札説明書等の交付

組合が入札申込書（誓約書を含む。）と必要書類を確認し、申込を受理した後、申込者に入札説明書及び入札関係様式を窓口、郵送又は電子メールにより交付する。入札する者は、公告、物件調書及び交付資料を事前に確認すること。

７．入札及び開札の日時及び場所

日時：令和９年１月 14 日（木）午前 10 時から

場所：香川県高松市三名町東原５－６

香川県農業共済組合　３階会議室

入札金額は消費税及び地方消費税相当額を除く額とし、入札書を封筒に入れて提出すること。代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

郵送、電子メール又はＦＡＸによる入札は受け付けない。

開札は入札終了後、直ちに行う。

８．入札の無効

入札参加資格を有しない者の入札、入札書の重要な事項に誤り若しくは記載漏れがある入札、入札金額を訂正した入札、談合その他不正の行為による入札又は本公告若しくは入札説明書に定める条件に違反した入札は、無効とする。

９．落札者の決定

最低売却価格以上で最高の金額をもって有効な入札をした者を落札者とする。同額の最高入札者が２人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

最低売却価格以上の有効な入札がない場合は、当日、再度入札を行う。詳細は入札説明書による。

10．契約の締結

売買契約書の作成を要する。落札者は、組合所定の手続による承認後、組合が指定する期日までに売買契約を締結すること。融資特約は付さない。

所有権移転登記費用は、買主の負担とする。ただし、売主の登記上の住所・名称の変更登記費用は、売主の負担とする。

売買代金のうち、土地に係る部分は消費税及び地方消費税の課税対象外とし、建物、工作物その他課税資産に係る部分については消費税及び地方消費税を加算するものとする。

入札保証金は免除し、契約手付金は徴収しない。売買代金の支払方法及び期限、所有権の移転及び引渡し、用途制限その他の契約条件は、入札説明書による。

11．入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由又は入札に関する不正行為等により、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。詳細は入札説明書による。

12．問い合わせ及び入札参加申込先

〒761-8083　香川県高松市三名町東原５－６

香川県農業共済組合　総務部総務課

ＴＥＬ：087-888-2121　ＦＡＸ：087-888-3031

E-mail：soumu@nosai-kagawa.jp

令和８年 11 月 20 日

香川県農業共済組合

組合長理事　近藤賢司

物　件　調　書

所　在　地	善通寺市与北町字山下110番（旧仲多度支所）							
現況地目及び面積	宅地			合計面積		工作物	一式	
	2,887.61㎡			2,887.61㎡		立竹木	一式	
登記事項	地　番	110番						
	地　目	宅地						
	数　量	2,887.61㎡						

接面道路（北・西側）	方位	道路種別	幅員	方位	道路種別	幅員
	北	市道 田高田旭線（法第42条第1項第1号道路）	約4.0m	西	農道（法外道路）	約2.0m

法令制限						
都市計画法 建築基準法	都市計画	非線引き区域				
	用途地域	無指定	指定建蔽率	70%	指定容積率	200%
	地域・地区	なし				
	高度制限	斜線制限のみ	防火指定	なし		
その他	景観条例：田園地域 その他の法令上の制限：未確認					

供給処理施設の状況	種別	供給	事業所名	負担金等
	電気	有		
	公共水道	有	香川県広域水道企業団	
	公共下水道	なし	未確認	未確認
	都市ガス	なし	未確認	未確認
	上水道：北側公道下の本管75㎜より引込25㎜あり。			

交通機関	鉄道等	善通寺駅から車で約10分
公共施設	善通寺市立与北小学校	善通寺市与北公民館	鉢伏ふれあい公園
建物の概要	別紙1のとおり	
参考事項	別紙2のとおり。 工作物：門・塀・フェンス・舗装等　一式。 立竹木：庭木・植栽・敷地内の樹木　一式。	

（注）本物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。
必ず入札参加者自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

［別紙1］建物の概要

所在	善通寺市与北町字山下110番地		
区別	主である建物	附属建物	附属建物
用途	事務所	書庫	実測センター
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	鉄筋コンクリート ブロック造陸屋根 平家建	鉄骨造鋼板葺 平家建
床面積	865.21㎡	81.00㎡	115.12㎡
建築時期	1984年4月	1984年4月	1984年4月

所在	善通寺市与北町字山下110番地		
区別	附属建物		
用途	機械室		
構造	鉄骨造鋼板葺 平家建		
床面積	17.70㎡		
建築時期	1984年4月		

［別紙2］参考事項

1　共通

○名称は「香川県農業共済組合 旧仲多度支所」である。

○土地及び建物の所有者は香川県農業共済組合である。

○土地、建物、工作物（定着物及び付属物を含む）を現状有姿のまま、一体で売却する。

○不要な設備・備品等を撤去する場合に係る費用は、購入者の負担となる。

2　土地

○実測面積及び境界確定状況は未確認。

○境界資料・境界標及び越境の有無の確認は実施していない。

○土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施していない。

3　建物

○主である建物の床面積は、1階436.66㎡、2階428.55㎡、延床865.21㎡である。

○建物現況調査及び耐震診断は実施していない。

○主である建物及び附属建物の外壁、屋根材の劣化、塗装の剥がれ・脱落、屋上防水シートの一部剥がれ等が確認されている。

○建物、建物付属設備及び機械等は、購入者の負担により点検・修理し、場合によっては交換する必要がある。

○書庫棟外壁の吹付タイルのうち、下地調整塗材（灰色）に石綿（クリソタイル）が含有されている。詳細は次表のとおり。

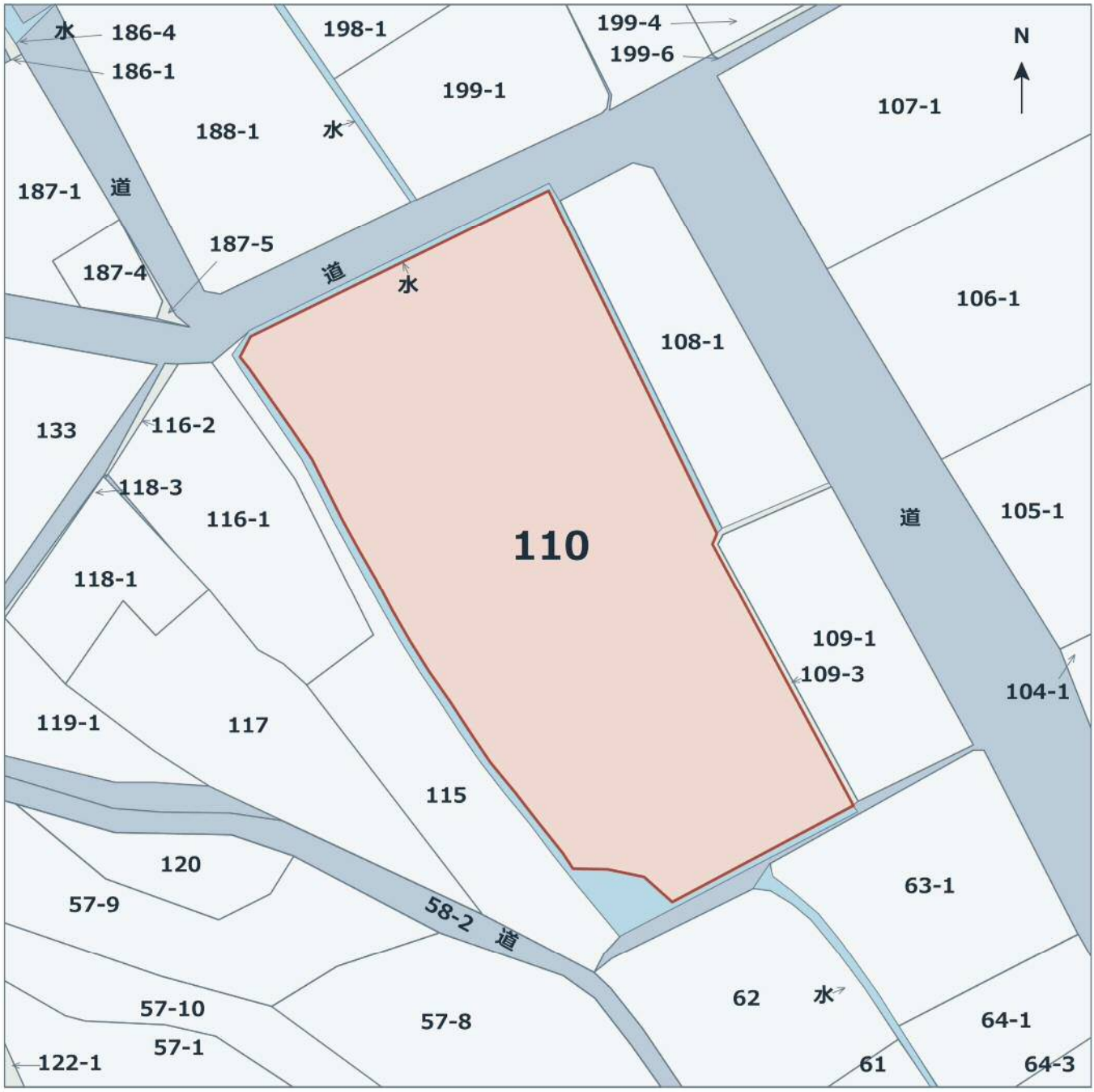
対象箇所	仕上材	分析対象層・色	石綿含有	石綿種類
屋外階段外壁	弾性吹付タイル	1. 薄塗材：茶色	含有なし	―
		2. 下地材：灰色	含有なし	―
書庫棟外壁	吹付タイル	1. 上塗材：アイボリー	含有なし	―
		2. 主材：乳白色	含有なし	―
		3. 主材：白色	含有なし	―
		4. 下地調整塗材：灰色	含有	クリソタイル
		5. ALC下地材：アイボリー	含有なし	―

○分析結果に記載のない箇所の石綿含有状況、含有率、調査日及び分析機関に関する調査は実施していない。

案内図


県道22号
県道4号
垂水町
買田池
山下うどん
旧仲多度支所
県道199号
JA香川県 仲多度
カントリーエレベーター
県道200号
上池
県道47号

公図


水
186-4
186-1
198-1
199-4
199-6
199-1
N
107-1
188-1
水
187-1
道
187-5
187-4
道
水
106-1
108-1
133
116-2
118-3
116-1
110
道
105-1
118-1
109-1
109-3
104-1
119-1
117
115
120
63-1
57-9
58-2
道
62
水
57-10
57-8
64-1
57-1
122-1
61
64-3

旧仲多度支所　外観写真



外観 01



外観 02



外観 03



外観 04

旧仲多度支所　外観写真



外観 05



外観 06



外観 07



外観 08

旧仲多度支所　外観写真



外観 09

旧仲多度支所　内観１階写真



内観１階 01



内観１階 02



内観１階 03



内観１階 04

旧仲多度支所　内観１階写真



内観１階 05



内観１階 06

旧仲多度支所　内観２階写真



内観２階 01



内観２階 02



内観２階 03



内観２階 04

旧仲多度支所　内観２階写真



内観２階 05



内観２階 06



内観２階 07



内観２階 08

入　札　申　込　書

令和　　年　　月　　日

香川県農業共済組合長　殿

住　　所

氏名・商号又は名称

代表者氏名　　印

件名：　香川県農業共済組合旧仲多度支所建物及び土地の売却

入札公告の参加資格を確認の上、上記件名の入札への参加を申し込みます。

本書の１・２ページと必要書類を一括して提出します。申し出た内容は事実と相違なく、本件に係る資料から得た未公表の情報を第三者に開示・漏えいしないことを誓約します。

連絡先

部　　署	
氏　　名	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
メールアドレス	

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

香川県農業共済組合長　殿

申込者の住所（所在地）	
氏名（法人名及び代表者名）	印
電話番号	

共有者がいる場合

共有者の住所（所在地）	
氏名（法人名及び代表者名）	印
持分比率	申込者：　　／　　共有者：　　／

※個人は実印、法人は登記所に登録した印鑑を使用してください。

私は、香川県農業共済組合旧仲多度支所建物及び土地の売却入札への参加申込に当たり、次の事項を誓約します。

1　公告に定める入札参加資格を満たしており、契約を締結する能力を有し、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではありません。
2　暴力団、暴力団員等の関係者、又は観察処分を受けた無差別大量殺人行為を行った団体及びその役職員・構成員ではありません。
3　過去２年間に、談合等の不正、契約の履行に関する不正、他の者の契約締結・履行の妨害又は正当な理由のない契約不履行を行っていません。これらの者を入札代理人等として使用しません。
4　申込書及び添付書類に虚偽の記載はありません。共有名義の場合は、共有者全員が入札参加資格を満たしています。
5　公告と併せて公開された物件調書と、申込受理後に交付される入札説明書を確認します。入札する場合は、売却条件を承知した上で行います。

※共有の場合は、１ページ目に代表者を記入し、申込書・誓約書は共有名義で１組、証明書類は共有者全員分を提出してください。欄が不足する場合は、共有者全員の住所・氏名・持分比率を記載し、同じ内容を誓約して押印した別紙を添付してください。

香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）

（平成29年5月9日 制定）
（平成30年7月10日 改定）
（平成31年3月11日 改定）
（令和元年10月1日 改定）

１　入札の一般注意

（１）入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等の契約担当者が示す書類(以下「入札関係書類」という。)を熟知するとともに、別紙の暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、入札しなければならない。
（２）入札者は、原則として、香川県農業共済組合（以下「組合」という。）が定めた様式により入札書を作成し、入札関係書類に示した日時及び方法において入札を行うこと。
（３）入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
（４）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
（５）入札者は他の入札者の代理人となってはならない。
（６）入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
（７）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
（８）入札に際し、不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することがある。

２　入札書についての注意

（１）入札書は１件ごとに別紙とすること。
（２）入札は１件につき１業者１通とすること。
（３)入札者の住所氏名欄は､法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人による入札の場合は、併せてその下段に代理人の氏名を記入し、代理人の印(委任状で届けた印鑑)を押印すること。
（４）入札金額はアラビア数字で記入すること。
（５）入札金額は訂正しないこと。
（６）既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

３　開札

開札は、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

４　落札者決定の方法

（１）予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合及び総合評価入札の場合は、これ以外の者を落札者とすることがある。
（２）落札となるべき同額の入札者が２人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

（３）入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札することとし（郵便型入札は一度のみ）、再度入札に付しても、なお、予定価格を超える場合は、随意契約により予定価格の範囲内で契約することがある。

５　入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

６　契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

なお、当該金額に１円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

７　その他

（１）無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

①　入札者が連合して入札したと認められる場合
②　入札に際し不正の行為があった場合
③　入札者又はその代理人が同一の入札について２以上の入札をした場合
④　入札保証金の納付を必要とする場合で入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合
⑤　入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合
⑥　入札書の金額を訂正した場合
⑦　前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

（２）入札又は開札の取り消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

（３）契約の締結

落札者は、組合が指定する日までに契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により締結しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することがある。

物品購入の場合においては、発注書、申込書等を契約に代えることができる。

（４）予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

香川県農業共済組合に係る入札への参加、契約の履行に当たっては、関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守し、決して不正の行為をしないことを誓約します。

また、当社(個人の場合にあっては私、団体の場合にあっては当団体)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者ではないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

(参考)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(抜粋)

(定義)

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力的不法行為等別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものにあたる違法な行為をいう。

(2) 暴力団その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3) 指定暴力団次条の規定により指定された暴力団をいう。

(4)・(5)略

(6)暴力団員暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

(国及び地方公共団体の責務)

第32条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

(1)指定暴力団員

(2)指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3)法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

(4)指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

２～４略

(事業者の責務)

第32条の２　事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第14条第１項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。